

○ 主要国の取締役会と社外取締役

未定稿

資料5-5①

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
取締役会の構造	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会等設置会社と従来型取締役会との選択制。 ○委員会等設置会社の場合、2名以上の社外取締役、かつ3つの委員会（監査、指名、報酬）では過半の社外取締役。 	<ul style="list-style-type: none"> ○上場企業の取締役会の過半数は社外取締役。 ○メンバー全員が社外取締役に構成される監査委員会の設置を義務付け。 ○メンバー全員が社外取締役に構成される指名委員会、報酬委員会の設置を要請。 	<ul style="list-style-type: none"> ○取締役会の過半数は社外取締役であることを要求。 ○メンバー全員が社外取締役に構成される監査委員会の設置を要求。 ○メンバー全員が社外取締役に構成される報酬委員会、メンバーの過半数が社外取締役に構成される指名委員会（かつ委員長は議長又は社外取締役）の設置を要求。 	<ul style="list-style-type: none"> ○監督役会と監督役会が選任する執行役会を分離（二層制）。 ○一定規模以上の会社では、監督役会は社外から選任される株主代表と従業員から選任される従業員代表を半数ずつで構成。 	<ul style="list-style-type: none"> ○取締役会と監督役会を分離した二層制と取締役会のみの一層制の選択制。 ○社外取締役に取締役の3分の2以上とすることを義務付け。 ○「独立」社外取締役に取締役の2分の1以上とすることを要求。
社外取締役の定義	<ul style="list-style-type: none"> ○自社及び子会社の社員でない者（親会社関係者、取引先関係者などは排除されない。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○株主、取引先など当該企業と重要な関係を持たないこと。 ○社外取締役としての報酬以外を当該企業から受け取らないこと。 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ほぼ同左 	<ul style="list-style-type: none"> ○執行役と監督役のメンバーの兼任禁止。 	<ul style="list-style-type: none"> ○独立性の要件としては、アメリカ、イギリスとほぼ同様。
根拠規定	<ul style="list-style-type: none"> ○会社法 	<ul style="list-style-type: none"> ○NYSE上場規則 ○州法たる会社法は、株式会社の経営は、総会が選任する取締役会により執行される旨規定。 ○企業改革法は上記上場規則の一部を義務付け。 	<ul style="list-style-type: none"> ○LSE統合規範（強制はされていないが、「comply or explain」の原則あり） ○会社法は、株式会社の経営は、原則として総会が選任する取締役会により執行される旨規定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○会社法・共同決定法 	<ul style="list-style-type: none"> ○会社法